

神奈川リハビリテーション病院院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールに関する合意書

神奈川リハビリテーション病院と _____ は、当院発行の院外処方箋に係る疑義照会の運用について、つぎのとおり合意する。なお、保険調剤薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

1 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする運用について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意について確認を不要とする

2 運用開始

_____ 年 _____ 月 _____ 日から運用を開始する

3 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

この合意書の締結を証するため本書2通を作成し、双方の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所：神奈川県厚木市七沢 516

名 称：神奈川リハビリテーション病院

代表者：病院長 杉山 肇 (印)

住 所：

名 称：

代表者： (印)